

市長への手紙 (今までの主なご意見と回答)	受付日	令和 5年10月23日
	回答日	令和 5年12月 8日
件 名		
自転車走行マナーについて		
内 容		
自転車の逆走や歩行者の乱横断などが目に付く。市内交通マナーを啓発し、警察にも取り締まりの実施をお願いしてほしい。		
回 答		
自転車の走行マナーにつきましては、市民全般を対象とした自転車安全利用講習会や、PTA・自治会・シニアクラブを対象に実際に自転車に乗って学んでいただく体験型自転車乗り方教室等を実施し、自転車の交通ルール・マナーの周知啓発に取り組んでおります。また、毎年5月には自転車マナーアップ強化月間として、大和市交通安全対策協議会の構成団体である鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者等へのポスター掲示依頼、広報やまとへの記事掲載、FMやまとの放送、及び、公用車による音声放送を伴う市内巡回を実施し、市域全体における自転車マナーの向上を図っております。 ご指摘の通り、自転車の逆走や歩行者の乱横断などは道路交通法上の違反行為であり、注意・取り締まりの対象となるため、注意・取り締まりの実施を大和警察署に対して要望するとともに、交通ルール・マナーに関する街頭キャンペーンなどを警察と連携して行い、交通安全に関する意識の向上を図ってまいります。		
事務担当課	道路安全対策課（046-260-5118）	

※掲載している回答の内容は、回答した時点の市の見解となります。

その後の制度変更などにより、最新の市の見解と異なる場合がありますのでご了承ください。